

公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 22

最近改正 令和 8. 5. 28 規程 248

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 46 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務限定職員 公立大学法人大阪教職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に定める職務限定職員をいう。
- (2) (旧) 特定職員 (旧) 大阪市立大学特定職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (3) 有期雇用教職員 公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (4) 無期雇用教職員 公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 職務限定職員勤務時間等規程 公立大学法人大阪職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (6) (旧) 特定職員勤務時間等規程 (旧) 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (7) 有期雇用教職員勤務時間等規程 公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (8) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（以下「養子縁組里親」という。）に委託されている子及び児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。
- (9) 育児介護休業規程 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程をいう。

(法令との関係)

第 3 条 教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第4条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0時に始まり翌0時に終わる24時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとする。

第2章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第5条 教職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、別表第1に掲げる事業場は当該別表のとおりとする。

始業時刻 午前9時00分

終業時刻 午後5時30分

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程第2条第3項に定めるパートタイム再雇用職員（以下「パートタイム再雇用職員」という。）の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲において、個人別に定める。
- 3 業務の都合その他やむを得ない事情により、前2項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休憩時間)

第6条 教職員の休憩時間は、正午から午後0時45分までとする。

- 2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下のパートタイム再雇用職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。
- 4 1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第1項の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
- 5 休日に勤務する場合は、1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(出退勤の管理)

第7条 教職員の出退勤の管理は、別に定める方法によるものとする。

(休日)

第8条 次に掲げる日は教職員の休日とする。ただし、パートタイム再雇用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(休日の振替等)

- 第9条 業務上必要がある場合は、前条に規定する休日を、あらかじめ別の日に振り替えること、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日（労基法第35条に定める休日を除く。）に割り振ること（以下「休日の振替等」という。）がある。
- 2 休日の振替等は、原則として勤務することを命ずる必要がある日の属する週と同一の週内に行わなければならない。ただし、これにより難い場合は、勤務することを命ずる必要がある日の前日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならない。
- 3 休日の振替等を行う場合には、休日の振替等を行った後において、休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。この場合の4週間の起算日は、毎年4月1日とする。
- 4 4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

第3章 勤務時間の特例

（一般の教職員と異なる勤務時間）

- 第10条 別表第3に掲げる部署及び職種に該当する教職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定に関わらず、同表に定めるとおりとする。
- 2 業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 3 業務上必要がある場合には、第1項の規定により定められた休日を、あらかじめ別の日に振り替えることがある。

（1ヶ月単位の変形労働時間制）

- 第11条 別表第4に掲げる部署及び職種に該当する教職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定に関わらず、同表に定めるとおりとする。
- 2 前項の適用にあたっては、同表「各勤務の割振の基本的な考え方」欄に定める考え方に従って、毎月1日から末日までの1月を平均し、週38時間45分を超えないように各勤務及び休日の割振（以下「勤務シフト」という。）を行う。
- 3 各月の勤務シフトは、前月の末日までに部局の長が作成し、当該教職員に通知するものとする。
- 4 前2項に定めるほか、業務上必要と認める場合については、労基法第32条の2に定める協定により、1月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を第2章の規定とは異なる定めをすることがある。
- 5 業務の都合その他やむを得ない事情により、前4項の規定により定められた勤務時間

を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

- 6 業務上必要がある場合には、第1項から第4項までの規定により割り振られた休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

（休息时间）

第12条 別表第4に掲げる教職員の勤務時間の全部又は一部が午後10時以降から翌日の午前5時までの間に割り振られているものについては、当該勤務時間のうちに15分の休息時間を置く。

（専門業務型裁量労働制）

第13条 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する教職員の裁量に委ねる必要のある者については、労基法第38条の3に基づく労使協定により、当該協定に定める時間労働したものとみなす。

- 2 前項の適用を受ける場合には、第5条は適用しない。
- 3 専門業務型裁量労働制が適用される教員が、休日又は深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）に業務に従事する場合は、事前に理事長又はその委任を受けた者の許可を受けなければならない。

（通常の勤務場所以外での勤務）

第14条 教職員（前条の適用を受ける者を除く。）が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することを必要とする場合には、当該業務に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

（監督又は管理の地位にある教職員の勤務時間）

第15条 この章及び前章の規定にかかわらず、監督又は管理の地位にある教職員については、業務に支障のない範囲内で、始業及び終業の時刻の決定を当該教職員に委ねるものとする。

- 2 前項の監督又は管理の地位にある教職員は、別表第5に掲げる職にある教職員をいう。

第4章 時間外、深夜、休日勤務

（時間外、休日の勤務）

第16条 業務上必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は休日に勤務を命じることがある。

- 2 業務上必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日に勤務を命じることがある。
- 3 小学校就学前の子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。以下この条について同じ。）の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う教職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。

4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う教職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求をした場合は、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。

5 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う教職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜の業務には従事させない。

（非常災害時の勤務）

第17条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、前条の規定にかかわらず、臨時に所定の勤務時間を超え又は第8条の休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

第5章 宿日直

（宿日直勤務）

第18条 第2章から第4章までの規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。

第6章 休暇

（休暇）

第19条 教職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

（年次有給休暇）

第20条 年次有給休暇は、1の年（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期間をいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は1の年において、20日とする。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 1月1日から12月31日まで

(2) 教職員となる前日に引き続く職務限定職員、(旧)特定職員、有期雇用教職員又は無期雇用教職員の期間がある教職員 これらの期間（さらにその前に引き続く教職員、職務限定職員、(旧)特定職員、有期雇用教職員又は無期雇用教職員の期間がある場合は当該期間を含めた期間。）の始期において、本条、職務限定職員勤務時間等規程第15条、(旧)特定職員勤務時間等規程第17条若しくは有期雇用教職員勤務時間等規程第22条又は第23条により決定された期間

2 前項の規定にかかわらず、新たに教職員（次項に定めるものを除く。）となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第6のとおりとする。

3 次の各号に該当する場合は、当該教職員となった年における年次有給休暇の日数については、当該法人等から付与された年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

(1) 公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の教職員が、就業規則第18条の転籍出向の規定により国、地方公共団体及び他法人等の役職員となり、本法人の教職員に復職した場合

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定又は人事交流等により大阪府若しくは大阪市の職員又は国の職員から引き続き本法人の教職員となった場合

4 第1項の規定にかかわらず、育児短日数勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1の年において、育児短日数勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 育児介護休業規程第17条第1号アの勤務形態 16日

(2) 育児介護休業規程第17条第1号イの勤務形態 12日

5 第1項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の年次有給休暇の日数は、別に定める。

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、1の年における年次有給休暇の日数を、20日を超えない範囲で理事長が定めることができるものとする。

（年次有給休暇の単位）

第21条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 前項にかかわらず、パートタイム再雇用職員については、1日の所定勤務時間が固定されており、かつ4時間以上である者に限り、年次有給休暇を半日又は1時間単位で取得できる。

（半日単位の年次有給休暇）

第22条 半日単位の年次有給休暇は、始業時刻から起算して4時間を前半日、終業時刻から起算して4時間を後半日とする。

2 第26条の規定により半日単位の年次有給休暇を繰り越す場合は、半日単位とする。

（時間単位の年次有給休暇）

第23条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は1の年につき5日以内とする。

2 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を、8時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を、1日の所定の勤務時間数（1時間未満の端数がある場合はこれを1時間とする。）とする。

4 半日又は1時間単位年次有給休暇は、1日につき双方を合わせて2回までとする。

(年次有給休暇の手続き)

第 24 条 教職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ上司に申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

2 年次有給休暇が 10 日以上付与された教職員に対しては、付与日から 1 年以内に、当該教職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、本法人が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、前項の規定により教職員が年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。

(年次有給休暇の時季変更権)

第 25 条 年次有給休暇は、教職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営に支障がでると認める場合においては、他の時季に与えることがあるものとする。

(年次有給休暇の繰り越し)

第 26 条 1 の年の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該 1 の年に新たに付与された年次有給休暇（本条の規定により繰り越されたものを含めない。）の日数を上限とし、次の 1 の年に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 27 条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の有給の特別休暇を与える。ただし、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」とする。）において、休暇の一部を無給とする定めのある場合はこの限りでない。

- (1) 教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症予防法」という。）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (2) 教職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7 日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (5) 風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
- (6) 教職員が選挙権その他公民としての権利（次項第 1 号に定める場合を除く。）を行使する場合 必要と認める期間又は時間
- (7) 教職員が国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署において裁判員、証人、鑑定人、参考人としての職務その他公の職務に従事する場合（次項第 2 号に定める場合

を除く。) 当該業務に従事する期間又は時間

- (8) 教職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該教職員が請求した期間（4月1日から翌年3月31日までの間につき13回を限度とし、1回につき2日を上限とする。）
- (9) 妊娠中の教職員が保健指導又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第7に掲げる回数の保健指導又は健康審査（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところの保健指導又は健康審査）を受けるために、1回につき1日以内で必要と認める時間
- (10) 妊娠中の教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (11) 妊娠中の教職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難である場合 1回の妊娠につき14日間（休日を含まず）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (12) 分べんする教職員が分べん予定日（早産又は死産の場合で、医師等の診断書等により分べんの日が明らかな場合にあっては当該分べんの日）以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）以内の期間について申し出た場合 分べんの日までの申し出た期間
- (13) 教職員が分べんした場合 分べんの日の翌日から、前号に掲げる休暇の取得の開始日（前号に掲げる休暇を取得していない場合にあっては、分べんの日の翌日）から計算して16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を経過する日までの期間。ただし、当該期間が、分べんの日から計算して8週間を下回る場合は、8週間（分べんの日から6週間を経過した教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。）とする。
- (14) 分べんした場合で医師の診断書等により、前2号の期間を超えてなお休養が必要と認められる場合 1週間以内で必要と認める期間
- (15) 産後1年以内の教職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 1回（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数）につき1日以内で必要と認める時間
- (16) 妊娠第11週までに流産した場合 2週間以内で必要と認める期間
- (17) 出産する場合で、流産、死産その他やむをえない事情により、第12号又は第13号の期間により難い場合 産前産後を通じて16週（多胎妊娠の場合にあっては24週間）を越えない範囲内で必要と認める期間
- (18) 教職員が生後満1年6月に達しない子（特別養子縁組の監護期間中の子等及び配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び

教職員と性別が同一であって当該教職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者をいう。以下同じ。)の子を含む。以下第 28 号を除きこの条において同じ。)を育てる場合 1 日 4 回あわせて 2 時間を超えない範囲内で必要と認める時間

(19) 小学校就学の始期に達しない子を育てる教職員が当該子を保育所等へ送迎するために必要と認められる場合 1 日につき 30 分の範囲内で所定の勤務時間の始め又は終わりに必要と認める時間

(20) 中学校就学の始期に達しない子を養育する教職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、感染症に伴う学級閉鎖等で子の世話をを行うこと又は入園(学)式、卒園(業)式に出席することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日(その養育する中学校就学の始期に達しない子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)を超えない範囲内で必要と認める期間

(21) 要介護状態にある家族(育児介護休業規程第 11 条第 2 項に定める者をいう。以下「要介護者」という。)の介護その他の世話(要介護者の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者に必要な世話をいう。)を行う教職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)を超えない範囲内で必要と認める期間

(22) 乳幼児である子に母子保健法に基づく健康診査を受けさせる場合その他家族の健全育成のために必要と認められる場合 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 1 日以内で必要と認める期間

(23) 教職員が結婚する場合又は教職員が当該教職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有することとなる場合 婚姻届を提出した日又は挙式等の日(その他一般に婚姻又は婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有することとなったことが認知される日を含む。)の 1 週間前の日から 6 月を経過する日までの間につき 6 日

(24) 忌引の場合 別表第 8 に定める期間

(25) 教職員の配偶者等の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 配偶者等の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後 2 週間を経過するまでの期間につき 3 日以内の期間又は時間

(26) 配偶者等が分べんする場合において、その分べんにかかる子又は小学校の始期に達するまでの子を養育する教職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 分べんにかかる子を養育する場合は当該出産の日後 16 週間を経過する日までの期間における 5 日以内で必要と認められる日又は期間、小学校就

学の始期に達するまでの子を養育する場合は配偶者等の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日以内で必要と認める期間又は時間

(27) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(28) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない認められる場合 必要と認める期間又は時間

(29) 就業規則第62条第1項第1号の規定に基づき就業を禁止された場合 必要と認める期間又は時間

(30) 教職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 6月1日から10月31日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(31) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間

(32) 4月1日（以下「基準日」という。）において勤続5年以上で、年齢が40歳又は50歳の者が心身の活力の維持及び増進を図る場合 基準日から2年を経過する日までの期間内で連続する5日を越えない範囲内で必要と認める期間

(33) 障がいのある者が身体障害者補助犬の貸与を受けるため又は補装具若しくは日常生活用具の給付等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 最小限度必要と認める期間又は時間

(33の2) 教職員が不妊治療を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき10日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(34) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の無給の特別休暇を与える。ただし、第1号及び第2号の規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき大阪府又は大阪市から派遣された職員には適用しない。

(1) 衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「公職」という。）の選挙に立候補する場合 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条

から第 86 条の 4 までの規定による立候補等の届出の日から選挙の期日までの期間

- (2) 前号に定める公職に従事する場合 必要と認められる期間
- (3) 生後満 1 年 6 月から小学校第 3 学年までの子を養育する場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日 2 回あわせて 2 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (4) 通勤事情等により、小学校又は児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設に子を送りに行くため又は迎えに行くために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいてそれぞれ 60 分以内で必要と認める時間
- (5) 疾病若しくは負傷により日常生活に支障がある親族の看護のため、又は高齢により日常生活に支障がある父母（配偶者等の父母を含む）を介護するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 30 分以内
- (6) 配偶者等、2 親等内の親族及び配偶者等の父母の配偶者等を介護するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき断続的に 30 回以内、1 日又は 1 日以内で必要な時間
- (7) 要介護者を介護する場合 対象となる要介護者 1 人につき介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該対象となる要介護者に係る介護休業を申し出た期間を除く。）内において所定の勤務時間の始め又は終りにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、必要な時間（15 分単位）。ただし、前項第 18 号及び本項第 3 号の特別休暇を取得している場合は、当該特別休暇を合わせて 2 時間を超えない範囲内で、必要な時間について 15 分を単位として行うものとする。時間単位の介護休業を取得している教職員（要介護者が 2 人以上いる場合に限る。）は、当該時間単位の介護休業を合わせて 4 時間を超えない範囲内で、必要な時間について 15 分を単位として行うものとする。
- (8) 学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学又は大学院（夜間に授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に限る。）に通学する場合 所定の勤務時間の終わりにおいて 1 回につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (9) 生理日に勤務することが著しく困難な場合（前項第 8 号の期間の上限を超える場合）当該教職員が請求した期間
- (10) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、特別休暇のうち前 2 項各号において日数の定めのあるものについて、当該日数を超えない範囲で理事長が定めることができるものとする。

（特別休暇の単位）

第 28 条 前条第 1 項第 20 号、第 21 号、第 25 号、第 26 号及び第 33 号の 2 の特別休暇の

取得単位は、1日又は1時間とする。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、1時間を単位とする特別休暇について準用する。

(特別休暇と1時間単位の年次有給休暇等の併用の制限)

第29条 第27条第1項第10号の特別休暇は、半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を取得する場合において、それに引き続いて取得することができない。

2 1時間を単位とする特別休暇と半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を同一日に取得する場合においては、特別休暇と年次有給休暇を合わせて3回以内までとする。

3 第27条第1項第19号の特別休暇は、同条第1項第18号及び第2項第3号の特別休暇合わせて取得する場合においては、1日4回合わせて2時間を超えない範囲とする。

(特別休暇の手続き)

第30条 特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

(病気休暇)

第31条 教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

(病気休暇の手続き)

第32条 病気休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

2 前項の請求にあたっては、病気休暇の期間に応じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病による休暇が連続して7日以上に及ぶとき 期間を明記した医師の診断書

(2) 前号に定めるとき以外のとき 医師の診断を受けた事実が証明できる書類又はその写し

3 前項の規定にかかわらず、上司が求めるときは、診断書その他負傷又は疾病の状況を証明できる書類を提出しなければならない。

第7章 職務専念義務の免除

(職務専念義務の免除)

第33条 教職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間又は時間は時間
 - (2) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（当該労働協約により給与を減額しないで活動を行う定めをしているものに限る。） 必要と認める期間又は時間は時間
 - (3) 勤務時間内に兼業する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める期間又は時間は時間
 - (4) 本法人又は本法人以外のものの主催する講演会等において、学術等に関し、講演等を行う場合 必要と認める期間又は時間は時間
 - (5) 教職員が本法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合 必要と認める期間は時間
 - (6) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由がある場合 必要と認める期間又は時間は時間
- 2 前項に定めるほか、教職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。この場合、給与規程に定めるところにより、給料及び諸手当を減額するものとする。
- (1) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（前項第2号に掲げるものを除く。） 必要と認める期間又は時間は時間
 - (2) 病気休職から復職する教職員に関して、復職後、一定期間勤務時間を短縮する必要があると認められる場合 職場復帰した日以降1月（産業医等の意見を踏まえ、理事長が特に必要と認める場合は、職場復帰した日から3月を限度として延長することができる）の間において、1日につき所定の勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間は時間
 - (3) 勤務時間内に兼業する場合（前項第3号に掲げるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める期間又は時間は時間
 - (4) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間は時間

第8章 母性健康管理

（妊産婦である教職員の就業制限等）

- 第34条 妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。
- 2 第11条の定めによって勤務時間又は休日を割り振られた妊産婦である教職員が請求した場合には、1日について8時間、1週について40時間を超えて勤務させない。
- 3 妊産婦である教職員が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。

4 妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

(妊産婦である教職員の業務軽減等)

第 35 条 妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

(妊娠中の教職員の勤務時間の変更等)

第 36 条 妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧)公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧市大法人就業規則 (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (5) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在籍し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (6) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在籍し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (7) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人の採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場及びりんくう事業場で勤務する者(第 5 号、第 6 号の教職員を除く。)をいう。
- (8) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人の採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区(医学部・看護学部)事業場、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場、阿倍野地区(MedCity21)事業場及び私市地区事業場で勤務する者(第 5 号、第 6 号の教職員を除く。)並びに本部事業場で勤務する者のうち、別に定める者をいう。
- (9) 旧市大勤務時間等規程 (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。

（承継教職員の年休付与期間）

- 3 市大承継教職員に第 20 条第 1 項の規定を適用する場合において、同項に規定する 1 の年は、旧市大勤務時間等規程第 21 条第 1 項の規定により決定された期間とする。

（府大承継教職員及び府大区分教職員のリフレッシュ休暇に関する特例措置）

- 4 第 27 条第 1 項第 32 号の規定にかかわらず、府大承継教職員及び府大区分教職員に対するこの休暇の付与については、なお令和 4 年 3 月 31 日まで適用されていたこの休暇に相当する休暇の例によるものとする。

（市大承継教職員及び市大区分教職員のリフレッシュ休暇に関する特例措置）

- 5 第 27 条第 1 項第 32 号の規定にかかわらず、市大承継教職員及び市大区分教職員に対するこの休暇の付与については、なお令和 4 年 3 月 31 日まで適用されていたこの休暇に相当する勤務しないことの承認の例によるものとする。

附 則（令和 2. 3. 31 規程 48）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 3. 31 規程 36）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 8. 31 規程 223）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 31 規程 379）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪府立大学非常勤教職員等から教職員となる者の特例）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の各号に掲げる規程のいずれかが適用されていた者がこの規程の施行日に教職員となった場合の年次有給休暇にかかる 1 の年は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規程により決定された期間とする。

- (1) 大阪府立大学非常勤教職員等就業規則
- (2) 大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則
- (3) 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- (4) 大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

附 則（令和 5. 3. 31 規程 114）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6. 3. 27 規程 129）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6.12.24 規程 251）

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 3. 31 規程 53）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 5.26 規程 187）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8. 1.30 規程 2）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8. 3.30 規程 71）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8. 5.28 規程 248）

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

事業場	勤務時間	
	始業	終業
阿倍野地区（医学部・看護学部） 事業場 阿倍野地区（医学部附属病院）事 業場 阿倍野地区（MedCity21）事業場	8:45～17:15	
本部事業場	9:00～17:30 又は	
森之宮事業場	9:15～17:45 又は	
杉本地区事業場	8:30～17:00 又は	
中百舌鳥事業場	8:45～17:15 又は	
りんくう事業場	9:30～18:00 又は 9:45～18:15	

別表第 2 削除

別表第3

ア) 杉本地区事業場

部署	職種	勤務区分	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割振の基本的な考え方
			始業	終業	(開 始)	(終 了)		
教育推進課 都市経営研究 科担当 (平日 杉 本、土曜 梅 田サテライ ト)	事務 職員		8:45～17:15		12:00～12:45		土、日、祝日、年 末年始 ローテーション で土曜出勤 土曜出勤の次の 月曜休み	－
研究推進課 研究支援担当 (健康科学イ ノベーション ションセンタ ー)	事務 職員		10:00～18:30		45分(適宜)		土、日、祝日及び 年末年始	－
学術情報課 (杉本図書 館・図書情報 担当)	事務 職員 司書		8:45～17:15		12:00～12:45		土、日、祝日、年 末年始 ローテーション で土曜出勤 土曜出勤の次の 月曜休み	－
教育推進課 都市経営研究 科・ 創造都市研究 科担当 (梅田サテラ イト)	事務 職員		13:30～22:00		45分(適宜)		土、日、祝日及び 年末年始	－
学術情報課 (杉本図書 館・夜間担当)	司書		13:30～22:00		45分(適宜)		土、日、祝日及び 年末年始	－
文化交流セン	事務	月～金	13:30～22:00		45分(適宜)		土、日、祝日及び	－

ター	職員	土	8:45～17:15	12:00～12:45	年末年始※隔週 で土曜出勤その 土の月曜休み	
----	----	---	------------	-------------	------------------------------	--

イ) 阿倍野地区事業場

部署	職種	勤務 区分	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割 振の基本的 な考え方
			始業	終業	(開 始)	(終 了)		
学術情報課(阿 倍野医学図書 館)	司書		8:45～17:15		12:00～12:45		土、日、祝日、 年末年始 ローテーショ ンで土曜出勤 土曜出勤の次 の月曜休み	－
学術情報課(阿 倍野医学図書 館・夜間担当)	司書		13:00～21:30		45分(適宜)		土、日、祝日及 び年末年始	－

別表第4

ア) 私市地区事業場

部署	職種	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割振 の基本的な考 え方
		始業	終業	(開始)	(終了)		
大阪公立大学附 属植物園	事務職員 技術職員 技能職員	9:00～17:30		12:00～12:45		1週につ き1日の 休日、4 週につ き4日の休 日及び祝 日、年 末年始相 当分	－

イ) 阿倍野地区事業場

部署	職種	勤	勤務時間	休憩時間	休日	各勤務の割振
----	----	---	------	------	----	--------

		務 区 分	始業	終業	(開 始)	(終了)		の基本的な考 え方
医学研究 科 麻酔科学	教員 (助教に限 る。)	A	8:45~17:15		45分(適宜)		1週につき1 日の休日、4 週につき4 日の休日及 び祝日、年末 年始相当分	・原則としてA 勤とする。 ・月に数回程 度B勤または C勤になるこ とがある。 ・C勤はA勤2 回に相当す る。
		B	12:00 ~ 20:30		45分(適宜)			
		C	15:45 ~ 翌 8:45		90分(適宜)			
医学研究 科 救急医学	教員 (助教に限 る。)	A	8:45~17:15		45分(適宜)		1週につき1 日の休日、4 週につき4 日の休日及 び祝日、年末 年始相当分	・原則としてA 勤とする。 ・月に数回程 度B勤になる ことがある。 ・B勤はA勤2 回に相当す る。
		B	13:00 ~ 翌 6:00		90分(適宜)			
医学研究 科 集中治療 医学	教員 (助教に限 る。)	A	8:45~17:15		45分(適宜)		1週につき1 日の休日、4 週につき4 日の休日及 び祝日、年末 年始相当分	・原則として A 勤 と す る。 ・B勤はA勤 2回に相当 する。 ・月に数回程 度B勤になる ことがある。
		B	16:30 ~ 翌 9:30		90分(適宜)			
MedCity21 運営課	事務職員	A	7:45~16:15		45分(適宜)		1週につき1 日の休日、4 週につき4 日の休日及 び祝日、年末 年始相当分	・C勤務を基 本とする。 ・月に4回程 度A勤務とな る。
		B	8:15~16:45		45分(適宜)			
		C	8:30~17:00		45分(適宜)			

別表第5

組織名	職名
公立大学法人大阪	
監査室	室長 担当課長
コンプライアンス推進室	室長、次長
本部事務機構	本部事務機構長、本部事務機構次長
大学戦略室	室長、次長
業務改革・共通事務センター	センター長、次長 担当課長
総務部	部長、担当部長 担当課長
各課	課長
人事戦略部	部長、担当部長 担当課長
各課	課長
財務部	部長
各課	課長
企画部	部長、担当部長 担当課長
各課	課長
情報戦略部	部長 担当課長
各課	課長
国際戦略推進室	室長 担当課長
施設部	部長 担当課長
各課	課長
学務部	部長、次長 担当課長
各課	課長
森之宮学務室	室長 担当課長
りんくうキャンパス事務所	所長

	学術研究支援部		部長、次長 担当課長
		各課	課長
	産学官民共創推進室		室長 担当課長
	総合技術部		部長
		総合技術課	課長
	阿倍野キャンパス事務局		事務局長 事務部長 担当部長 担当課長
		各課	課長
	健康長寿医科学センター開設準備室		室長
		企画課	課長
	大阪公立大学		副学長、特命副学長 学長補佐 学長特別補佐
	各研究院		研究院長 副研究院長
	各学部		学部長 副学部長
	農学部		学部長 副学部長
		附属教育研究フィールド	フィールド長
	獣医学部		学部長 副学部長
		附属獣医臨床センター	センター長
	現代システム科学域		学域長 副学域長
	各研究科		研究科長 副研究科長
	医学研究科		研究科長 副研究科長
		附属病院	病院長 副院長

		病院長補佐 医療安全センター長
	各診療科 各部 （薬剤部及び看護部除く。） 各室 各センター（医療安全センターを除く。）	部長 室長 センター長
	附属刀根山結核研究所	所長
国際基幹教育機構		機構長 副機構長
	各センター	センター長
研究推進機構		機構長 副機構長
	協創研究センター	センター長
	生産技術センター	センター長
	人工光合成研究センター	センター長
	放射線研究センター	センター長
	生物資源開発センター	センター長
	BNCT 研究センター	センター長
	都市健康・スポーツ研究センター	センター長
	附属植物園	園長
共創研究機構		機構長 副機構長
図書館機構		機構長 副機構長
	各図書館	図書館長
	杉本図書館	図書館長
各推進本部		本部長 副本部長
基金推進室		室長
環境マネジメント推進室		室長
持続可能な社会を共創する大学等コアリション推進室		室長

データ利活用促進室	室長
研究戦略室	室長
女性研究者支援室	室長
ハラスメント相談室	室長
OMU戦略推進室	室長
安全衛生推進室	室長
情報戦略推進室	室長
総合技術推進室	室長
情報基盤センター	センター長
情報セキュリティセンター	センター長
大阪府立大学	副学長、特命副学長、学長補佐 学長特別補佐
各推進本部	本部長、副本部長
各学域	学域長、副学域長
各研究科	研究科長 副研究科長
高等教育推進機構	機構長、副機構長
研究推進機構	機構長、副機構長
大阪市立大学	副学長、特命副学長、学長補佐 学長特別補佐
各推進本部	本部長、副本部長
各学部	学部長 副学部長
各大学院研究科	研究科長 副研究科長
大阪公立大学工業高等専門学校	校長

別表第6

新たに教職員となった日の属する月	日数
1 月	20 日
2 月	18 日
3 月	17 日
4 月	15 日
5 月	13 日

6 月	12 日
7 月	10 日
8 月	8 日
9 月	7 日
10 月	5 日
11 月	3 日
12 月	2 日

別表第 7

妊娠回数	回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回

別表第 8

死亡した者	期間	
	血族	姻族
配偶者等	10 日	
父母	8 日	3 日
子	8 日	3 日
祖父母、曾祖父母	3 日	1 日
孫、曾孫	1 日	—
兄弟姉妹	3 日	1 日
伯叔父母	1 日	1 日
甥、姪、いところ	1 日	—